

○ 長崎県土木部所管建設工事設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領

平成15年12月10日 15監第410号

（目的）

第1条 この要領は、長崎県土木部が発注する建設工事について「設計・施工一括発注方式」を試行するに当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において「設計・施工一括発注方式」とは、設計・施工分離の原則の例外として、建設工事の入札前に設計提案、施工方法及び詳細設計等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その提案技術を基に入札する方式で次のものをいう。

- (1) 概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。
- (2) 基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

（対象工事）

第3条 設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札、簡易工事応募型指名競争入札に付す工事で、次に該当するものとする。

- (1) 「性能発注方式」については、高度または特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの。
- (2) 「詳細設計方式」については、メーカーや施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

（工事の選定等）

第4条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、別に定める土木部VE検討委員会が行う。

2 前項の選定等の結果については、入札公告において次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 入札公告に係る工事が設計施工一括発注方式の対象工事であること。
- (2) 発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき工事施工に必要な実施設計及び施工方法等について技術提案を求めること。
- (3) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
- (5) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

（技術提案書の提出）

第6条 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）提出の際に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書（様式第1～7号）を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。

- (1) 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。
- (3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

（提案の審査等）

第7条 技術提案の審査は、土木部VE検討委員会が行うものとする。

2 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事的機能・品質の確保を前提とした施工の確実

性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

3 土木部VE検討委員会は技術提案の採否を決定し、その結果を、土木部指名委員会に報告するものとする。

(提案者に対する採否の通知等)

第8条 契約担任者は、技術提案の採否について、技術提案書の採否通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

(その他)

第9条 その他契約上必要な事項は契約書に定めることができるものとする。

附則 この要領は、平成15年12月10日から施行する。